

「特定包括輸出許可等について」の一部改正について

「特定包括輸出許可等について」（平成8年9月6日付け8貿局第376号・輸出注意事項8第22号）の一部を下記のように改正し、平成14年4月1日から実施する。

記

1の(1)の(イ)の文中「また、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に係る特定包括輸出許可申請のとき又は外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の16の項の中欄に掲げる技術に係る特定包括役務取引許可申請のときは、安全保障貿易検査官室が行う実地の調査は省略するが、事後的にこれを行うことがある。」を削る。

1の(1)の(二)の文中「なお、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域（別記第1の3に掲げる地域を除く。）を仕向地として輸出しようとする場合であって、その輸出が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」（平成8年通商産業省令第16号。以下「核兵器等開発等省令」という。）の規定（第2号、第3号、第5号又は第6号に限る。以下同じ。）に該当し、かつ、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物に係る第1種一般包括輸出許可又は第2種一般包括輸出許可の範囲に該当するときは、その輸出は輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に係る特定包括輸出許可の適用対象とする。」を削る。

1の(1)の(二)の(c)及び(d)を削る。

1の(2)の(二)の文中「なお、外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域（別記第1の3に掲げる地域を除く。）において提供することを目的とする取引であって、その役務取引が「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第4号イの規定に基づき経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件」（平成12年通商産業省告示第748号。以下「核兵器等開発等告示」という。）の規定（第2号、第3号、第5号又は第6号に限る。以下同じ。）に該当し、かつ、外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる技術に係る第1種一般包括役務取引許可又は第2種一般包括役務取引許可の範囲に該当するときは、その役務取引は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術に係る特定包括役務取引許可の適用対象とする。」を削る。

1の(2)の(二)の(a)の文中「から(d)まで」を削る。

1の(2)の(二)の(c)及び(d)を削る。

1の(4)の(イ)及び(ロ)の(c)を削る。

2の(2)の(二)の の文中「若しくは16」を削る。

2の(2)の(二)の の文中「輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を対象とする場合には、1の(4)の(イ)の(c)に掲げる需要者又は利用する者の誓約書原本及び写し、1の(4)の(ロ)の(c)に掲げる輸入者又は取引の相手方（輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相手方と利用する者が異なる場合）の誓約書原本及び写し並びに需要者若しくは利用する者が再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行う場合又は輸入者若しくは取引の相手方（輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相

手方と利用する者が異なる場合)が、確定している需要者若しくは利用する者(需要者又は利用する者の名称を記載)以外の者に再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行う場合には、経済産業省の事前同意を得る、旨の申請者の誓約書原本。」を削る。

2の(2)の(二)の 及び を削り、 を とする。

4を次のように改める。

#### 4 削除

別記第4から別記第9までを削る。

別表の2の(4)を削る。